

# 尺貫系目盛

まっ消について

計量器の尺貫系目盛は今年限りで、使用できませんので、まだお預みでない方は、信用ある計量器製造、修理、販売業者にて依頼し抹消してください。

## 一、修理方法

指示はかりは、目盛板の貫刃の部分に塗料等で、ぬりつぶすか、目盛板をメートル系だけのものに、取替えるかです。

また手動はかりは目盛さおの貫刃の部分で、削り取るか、メートル系だけの、目盛さおに取り替えるければなりません。

## 二、修理業者

- 本町七丁目、高橋薬局
- 本町一丁目、大森鉄太郎商店
- 本町六丁目、小栗屋本店
- 本町三丁目、鈴木清助商店
- 南本町三丁目、明間金物店
- 本町二丁目、小松金物店
- 本町五丁目、内山金物店
- 南本町三丁目、吉田電器店
- 大手町、鐵信堂
- 本町一丁目、福山医科器械店
- 本町三丁目、金森医科器械店
- 本町四丁目、高田衛器工業所
- 本町二丁目、川浦長志郎
- 本町二丁目、栗原健蔵
- 本町二丁目、加藤貞治
- 本町二丁目、福山成雄
- 脇野田、富田福治

『広報たかだ』第 123 号 1961 年(昭和 36 年)11 月 1 日

# 計量器はメートル法で

## 併用目盛は来年限り

メートル系目盛りと、メートル系以外の目盛りの両方が、一つの計量器についているものは、来々十一月限りで使えなくなります。たとえば、尺の目盛りとメートルの目盛りのついたものでも、貫の目盛りとキログラム目盛りのついたものはなりません。

このため、従来使っている併用目盛りの計量器は、新しいものと取り替える必要があります。切り替えの方法は次の通りです。

この場合は、修理扱いとなるので修理業者に出さなければなりません。期日がせまると間に合わない恐れがありますので、できるだけ早く直して下す。

また目盛りを消す方法としては検査分銷をもちいるはかり販売店に依頼してください。さあのある計量は修理業者です。

目盛りの切り替えのできない計量器は、ものさし類、標ばかり、おもり、ますなどです。

『広報たかだ』第 113 号 1961 年(昭和 36 年)1 月 1 日

# 尺貫系目盛の

## 使用禁止について

計量器の尺貫系目盛は昭和三十三年三月三十一日限りで使用できなくなります。したがって尺貫系目盛とメートル系目盛をあわせた計量器は尺貫系目盛を抹消しなければなりませんので、また抹消のお済みでない方は至急、次の方法で抹消してください。なお抹消修理は、市内計量器修理販売業者で引受けておりますので、希望の方はご利用ください。

一、修理方法  
指示はかりは、目盛板の貫刃の部分に塗料などで、ぬりつぶすか、目盛板をメートル系だけのものに切り替えること。

また手動はかりは目盛さおの貫刃の部分に削り取るか、メートル系だけの目盛さおに取り替えること。

『広報たかだ』第 126 号  
1962 年(昭和 37 年)2 月 1 日

# メートル計々量器 切り替えについて

メートル法への切り替えが行われてから二年間、皆様のご協力によりメートル法への切り替えも順調に進んでおりますが、さらに来年からは一部の例外を除いてメートル計だけの目盛りのついた計量器でない使用できないことになっております。したがって現在、多くの皆様が使っておられる併用目盛りのついた計量器、たとえば尺とメートル、貫とキログラム、升とリットル、インチとセンチメートル、ポンドとグラムなどの併用目盛りのついた計量器は三十七年一月一日からは使用できなくなります。したがって、これらの計量器はすべて次のように。

- 1.メートル系目盛りだけのついた新品と取替える。
- 2.修理する。(目盛板目盛さおの取替え、目盛さおの非メートル系目盛りの削り取りを含む)
- 3.パネ式はかりの場合にはこれ、らのほかに、目盛板の非メートル系目盛りだけを容易にとれなように塗りがつおすか、またテープや紙などをはりつけて消す

たばこは  
市内で  
買いましょう



市に役  
おの  
皆さんの  
1分  
1割  
の金  
が  
1  
納  
め  
ら  
れ  
ま  
す  
に  
立  
ち  
ま  
す。

これは自分でもできますが、計量器の安全確保上、できるだけ販売業者に相談して下さい。

このような方法でメートル計単一目盛りのものに切替えていたたくわけですが、市では県下の市町村と振調を合せ、今年の六月までに切替えを終るよう進め

ておりますので、時代の流れから取り残されないように、またメートル法の完全実施という大きな目的達成のために、その時になつてあわてることのないよう一日も早くメートル系単一目盛りの計量に切り替えて下さるよう、おすすめております。